

名古屋市告示第123号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定により告示するとともに、同条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和8年3月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 建築協定の名称

洲山町3丁目町内会及び近隣地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市瑞穂区洲山町三丁目1番2 外

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課